

令和5年度 甲府市低入札価格調査実施要綱の改正について

1 改正理由

本市では、平成18年5月より設計金額1,000万円以上の工事請負契約において、ダンピング防止や品質の確保等、適正な契約の推進を目的として、低入札価格調査制度の実施に努めてきたところであります。

しかしながら、近年の建設業界における技術者不足等の課題を踏まえ、次の通り改正を行います。

2 改正点

(1) 追加技術者の廃止及び、監督体制等の強化

「調査基準価格を下回る入札を行った者との契約において、配置される監理技術者又は主任技術者のほかに、技術者の配置を求めること」を廃止する。

また、監督体制と検査体制の強化を実施する中で品質等の確保に努めていくこととする。

(2) 設計金額1,000万円以上3,000万円未満の工事請負契約における新たな失格基準の設定

「調査基準価格に満たない価格をもって入札した者のうち、調査基準価格に100分の80を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）に満たない価格をもって入札した者は失格とする。」

3 施行日

令和5年4月1日